## 特定査証 - 日本人の配偶者

- 1. 旅券(オリジナル+人定事項ページのコピー)
- 2. 査証申請書 (オリジナル)
  - 署名は旅券と同じ書体にしてください
- 3. 写真1枚4.5cm×4.5cm (最近撮影した鮮明なもの)
- 4. 申請人の身分証明書RG又はRNE(認証付コピー)
- 5. 申請人の配偶者の身分証明書RG又はRNE (認証付コピー) ※ 日本人配偶者がブラジルに居住している場合のみ
- 6. 婚姻証明書(2ヶ月以内に発行されたもの)(認証付コピー)
- 7. 婚姻事実が記載された戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書(1年以内に発行されたもの)(オリジナルとコピー)
- 8. 申請人の日本人配偶者の下記の書類(有効期間:3ヶ月)
  - a) 日本人配偶者が日本から申請人を呼び寄せる場合
    - ・身元保証書(オリジナル)
    - ・在職証明書(オリジナル)
    - ・ 住民票 (オリジナル)
    - ・旅券のコピー(身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
    - ・ 収入証明書:下記書類いずれかの1点(オリジナルとコピー)
      - 源泉徴収票
      - 所得証明書
      - 確定申告書控
      - ・給与明細書(直近の過去3ヶ月分)
  - b) 日本人配偶者が日本に申請人と同時入国する場合
    - ・身元保証書(オリジナル)
    - ・旅券のコピー(身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
    - ・ 日本人配偶者の下記書類のいずれか 1 点
      - 雇用予定書(オリジナル)
      - ・日本又はブラジルの会社からの辞令書(駐在員が日本の本社に戻る場合など)(オリジナルとコピー)
      - ・最新の在職証明書(日本人配偶者が休暇中の場合)(オリジナル)
- 9. 日本に渡航歴がある場合、日本国査証の載っている旧旅券(オリジナル)

## 備考:

- 1. 査証の有効期間:申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
- 2. 旅券の有効期間:旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
- 3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。